

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく協議について

1 要旨

医師法第 16 条の 10 第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本専門医機構から厚生労働省に提示された研修プログラム等について、令和 2 年 7 月 28 日付けで厚生労働省からの意見照会があったため、本県の各プログラムの状況を確認するとともに、本県の医療提供体制の実情を踏まえ、次のとおり意見してはどうか。

医師法（抜粋）

第十六条の十 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

2 都道府県による確認事項

- ① 従来の学会認定制度において専攻医を養成していた医療機関が、専攻医の受入れを希望する場合は、連携施設となっていること。

県内の各プログラムにおける連携施設については、昨年度から現状維持もしくは増加となっており、専攻医の受入れを希望する医療機関は連携施設に含まれている。
(意見なし)

- ② 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。

内科 (15)、小児科 (3)、精神科 (2)、外科 (2)、整形外科 (5)、産婦人科 (2)、麻酔科 (3)、救急科 (5) となっており、全ての診療科において複数の基幹施設が設置されている。(意見なし)

- ③ 各都道府県のキャリア形成プログラムの運用において、各診療科別の専門研修プログラム定員配置が適切なものであること。

募集定員は昨年度から 13 名増となっており、また、診療科別の定員配置についても前年度の採用者数と同数もしくは上回っており適切である。(意見なし)

- ④ 各研修プログラムが都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。

- ・各診療科別のプログラム毎の定員配置が医師少数区域などに配慮されていること。
- ・各プログラムの連携施設が、各都道府県の偏在対策に資するものであること。

形成外科および臨床検査を除く 17 診療科において医師少数スポットに所在する医療機関が連携施設に含まれていること、また、各診療科において、ほぼ全ての圏域に連携施設が含まれていることから、医師確保対策や偏在対策に資するものといえる。
(意見なし)

【新規】

- ⑤ 専門医の取得と併せて臨床研究に従事する医師を養成する臨床研究医コースをシーリングの枠外にて40名から設けること。

日本の臨床医学の研究・教育の発展には、基礎医学を専門的に研究する医師の養成は不可欠であると同時に、臨床を専門に行う医師の確保も重要であることから、臨床研究医コースをシーリングの枠外で設けることについては賛成である。

【新規】

- ⑥ 特定の地域や診療科にて従事する医師を確保する観点から、地域枠からの離脱を防ぐことを念頭に、日本専門医機構は専門研修システム登録時に地域枠医師本人の同意を取得した上で、地域枠離脱に関する意向を都道府県に確認すること。

日本専門医機構が地域枠離脱に関する意向を都道府県に確認することは、義務離脱の防止に一定の効果があると考えられるため、地域における医師確保及び偏在対策に有効な対策の一つになると考えており、本県としては賛成である。

具体的な対応としては、研修開始後において、都道府県の同意無しに義務離脱となった場合には、都道府県から日本専門医機構に連絡し、原則、専門医の認定を行わないこととするなど、厳格な運用が必要ではないかと考える。

また、本人のキャリア形成や家庭の事情などにより義務を中断して他県での専門研修プログラムを開始する場合も、本人と都道府県は十分に協議し、あくまで将来の当該都道府県内定着をめざすこととし、中断期間終了後に義務が履行されない場合には前述と同様に厳格な対応をすべきと考える。

なお、個人情報観点から本人同意が前提となっているが、本人が意図的に同意しないことにより、当該制度が機能しなくなることがないように、制度設計を行う必要がある。

- ⑦ その他（昨年度提出意見）

- ・ 基幹施設がシーリング対象外の都道府県に存在するプログラムにおいては、シーリングを有効に機能させるために、シーリング対象の都道府県に所在する連携施設における研修期間に一定の上限を設けるべきである。
- ・ 専攻医募集に係るシーリング設定については、まずは、一部の大都市に集中している地域の偏在を改善すべきであり、また、地域間の格差も含めて、実態に沿うように細かい状況等を勘案した上で今後のシーリング設定方法等を検討し、関係者の十分な理解を経て実施すること。
- ・ 専門研修制度における医師確保及び偏在対策を検討する上で、全ての専攻医の就業地について経年に亘って追跡調査を行い、実態を十分把握したうえで、制度に適切に反映させること。

「広島県地域保健対策協議会 医師確保対策専門委員会」協議概要 (専門医制度に係る意見提出関係)

1 趣旨等

- 広島県では、専門医制度に係る県内推進組織として、『広島県地域保健対策協議会・医師確保対策専門委員会』（事務局：広島県医師会）において関係調整や意見交換等を、制度開始前から継続して行っている。
- 先日、令和2年度における専攻医の県内採用状況について情報共有を行うとともに、令和3年度募集に係る県内プログラム状況等を確認し、意見交換等を行った。
- この会議において、次年度の専攻医募集に係る厚生労働省からの確認事項に対する意見が出された。

2 開催期日等

	会 議 名	日 時	出席委員等
1	広島県地域保健対策協議会 医師確保対策専門委員会 内科ワーキング会議	令和2年8月5日(水) 19:00～20:30	県医師会役員、広島大学内科系診療科医局、各内科プログラム基幹施設の責任者等 41名
2	広島県地域保健対策協議会 医師確保対策専門委員会	令和2年8月17日(月) 19:00～20:10	県医師会役員、広島大学関係教授、各プログラム基幹施設責任者等 40名（別添 出席者名簿）

3 意見等

- 「広島県地域保健対策協議会 医師確保対策専門委員会」としては、広島県の意見案について賛同する。
 なお、次のような意見が出され、広島県の意見案に反映することとされた。
 - ・ 特に、確認事項⑥に関する広島県の意見案について、各委員から、地域枠離脱者に対しては厳しい態度で臨むべきとする意見案への賛同意見が出されるとともに、「将来的に義務を履行することを前提に、義務の中断により他県での専門研修プログラムを開始する場合においても、本人のキャリア形成や義務終了後における県内定着の観点から、本人と都道府県による十分な協議の上、都道府県の同意を得て行うこと」を意見に加えるべきである。
 - ・ 基幹施設がシーリング対象外の都道府県に存在するプログラムに関しては、現時点では、まだ影響はないが、引き続き、意見を提出すべきである。

出席者名簿

令和2年8月17日(月)19:00～
広島県医師会館 1階 ホール

出欠	氏名	所属	備考
☆	秀道広	広島大学副学長(研究開発担当) 広島大学大学院 医系科学研究科 皮膚科学 教授	委員長
	栗井 和夫	広島大学 医学部長 広島大学大学院 医系科学研究科 放射線診断学 教授	
	茶山 一彰	広島大学大学院 医系科学研究科 消化器・代謝内科学 教授	
	服部 登	広島大学大学院 医系科学研究科 分子内科学 教授	
	栗栖 智	広島大学大学院 医系科学研究科 循環器内科学 准教授	中野由紀子教授の代理出席
欠席	北川 知郎	広島大学病院 循環器内科 助教	
	伊藤 公訓	広島大学病院 総合内科・総合診療科 教授	
	高橋 信也	広島大学大学院 医系科学研究科 外科学 教授	
	大段 秀樹	広島大学大学院 医系科学研究科 消化器・移植外科学 教授	
	安達 伸生	広島大学大学院 医系科学研究科 整形外科学 教授	
	岡田 賢	広島大学大学院 医系科学研究科 小児科学 教授	
	工藤 美樹	広島大学大学院 医系科学研究科 産科婦人科学 教授	
	松本 正俊	広島大学医学部 地域医療システム学 教授	
	堤 保夫	広島大学大学院 医系科学研究科 麻酔蘇生学 教授	
	平川 勝洋	県立広島病院 院長	
	荒木 康之	広島市立広島市民病院 病院長	
	古川 善也	広島赤十字・原爆病院 院長	
	加藤 雅也	広島市立安佐市民病院 内科・総合診療科 主任部長	
	下瀬 省二	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター・中国がんセンター 院長	
	栗栖 薫	中国労災病院 病院長	
	寺坂 薫	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院 病院長	
	松原 昭郎	JA広島総合病院 院長	
	田妻 進	JA尾道総合病院 院長	
	稲垣 優	福山医療センター 院長	
	植木 亨	福山市民病院 副院長	
欠席	谷本 光音	公立学校共済組合 中国中央病院 病院長	
	勇木 清	東広島医療センター 院長	
	永澤 昌	市立三次中央病院 病院長	
	中島 浩一郎	庄原赤十字病院 院長	
	遠山 郁也	広島市健康福祉局保健部 医療政策課長	
	碓井 亜	広島県地域医療支援センター医監	
	沼崎 清司	広島県地域医療支援センター 部長	
	田中 剛	広島県健康福祉局長	
	久保 康行	広島県健康福祉局 総括官(地域共生社会推進)	
	斉藤 一博	広島県健康福祉局 医療介護人材課長	

	吉川 正哉	広島県医師会 副会長	
	岩崎 泰政	広島県医師会 副会長	
	玉木 正治	広島県医師会 副会長	
	中西 敏夫	広島県医師会 常任理事	
	大田 敏之	広島県医師会 常任理事	
	大本 崇	広島県医師会 常任理事	
欠席	落久保 裕之	広島県医師会 常任理事	
事務局	坂上 隆士	広島県地域医療支援センター 次長	
事務局	村井 友佳理	広島県地域医療支援センター 主任	
事務局	赤木 宏行	広島県健康福祉局 医療介護人材課 主査	
事務局	神笠 拓也	広島県健康福祉局 医療介護人材課 主査	
事務局	杉原 正夫	広島県医師会 次長	
事務局	沖本 直記	広島県医師会地域医療課長	
事務局	善倉 一彦	広島県医師会地域医療課	
事務局	溝田 藍子	広島県医師会地域医療課	

☆…委員長

(順不同・敬称略)

事務連絡

令和 2 年 7 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく協議について（情報提供）

医師法（昭和 23 年法律第 201 号。）第 16 条の 10 第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）から厚生労働省に対して医師の研修に関する計画（以下、「研修プログラム」という。）が提示されたところです。

つきましては、機構から提示のあった貴県に関する研修プログラム及び関連資料を情報提供いたしますので、下記の事項にご留意の上、意見がある場合には地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、9 月 4 日までに厚生労働省に提出くださいますようお願いいたします。

記

○都道府県による確認事項

日本専門医機構が提示した都道府県別・診療科別のシーリングを踏まえ、次に掲げる条件を満たすことなどにより、地域の医療提供体制に影響を与えるものではないこと。

- ① 従来の学会認定制度において専攻医を養成していた医療機関が、専攻医の受入れを希望する場合は、連携施設となっていること。
- ② 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ③ 各都道府県のキャリア形成プログラムの運用において、各診療科別の専門研修プログラム定員配置が適切なものであること。
- ④ 各研修プログラムが都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
 - ・各診療科別のプログラム毎の定員配置が医師少数区域などに配慮されて

いること。

- ・各プログラムの連携施設が、各都道府県の偏在対策に資するものであること。

- ⑤ 専門医の取得と併せて臨床研究に従事する医師を養成する臨床研究医コースをシーリングの枠外にて40名から設けること。
- ⑥ 特定の地域や診療科にて従事する医師を確保する観点から、地域枠からの離脱を防ぐことを念頭に、日本専門医機構は専門研修システム登録時に地域枠医師本人の同意を取得した上で、地域枠離脱に関する意向を都道府県に確認すること。

以上